

序文：公的統計の最新事情

京都大学経済研究所・教授 宇南山 卓

本特集は、統計制度そのものには強い関心を持たない一般の統計利用者のために、公的統計の最新事情を伝えるものである。近年の公的統計の体系における変化に注目し、変化の背景や新たに利用可能になった情報の紹介をする7本の論文で構成されている。各論文の対象となる分野は異なるが、いずれも公的統計の重要な変化を取り上げており、日本社会・経済を観察していく上で有益な情報を提供している。

政府はさまざまな調査を実施し統計を作成しており、その情報は公的統計として一般に提供されている。公的統計のあり方を定めた「統計法」によれば、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与」する存在である。適切に活用することで社会・経済の実態を知ることができる、学術研究者や政策担当者にとって不可欠な情報源である。

一方で、統計作成者ではない一般の利用者にとって、公的統計は必ずしも理解しやすいものではない。社会・経済は複雑な構造を持っており、それを反映して統計自体も複雑な体系を持っている。名称も内容も類似する複数の統計が存在しており、それを使い分けることは容易ではない。経済や社会の変容に合わせた様々な変更がされており、かつては利用可能であった統計が廃止されていたり、新たな統計が創設されていたりする。その意味で、統計体系に対する理解は適切な公的統計の利用に必須である。

基本的に、統計作成の分野は、他の行政活動と比べても継続性が重視される分野である。その前提にもかかわらず新たな統計が作成されたり調査方法が変更されたりするのは、既存の統

計では十分な情報が収集できなくなるような社会・経済の変化が発生するからである。すなわち、統計に変更があれば、その背後には必ず新たな課題が存在しているのである。

各論文は統計作成上の課題を中心に論じたものが多く、一見すると統計利用者にとっては技術的すぎるように見えるかもしれない。しかし、統計作成の手順こそが社会・経済の変化や課題を浮き彫りにする重要パートである。技術的な論点と社会の変化を関連づけることで、各論文の意義を理解することができる。

昔論文では、経済のサービス化という構造変化が統計体系にどのようなインパクトを与えたかを論じている。より長期の課題に対する統計体系全体の対応を論じているという点では、個別の統計を中心に議論する本特集の他の論文とやや性質が異なるが、社会・経済の変化に対応して統計がどのように変化したかを示しているという点では共通した問題意識を持つ。

経済のサービス化を契機として、製造業の活動の捕捉を想定した日本の企業統計の体系が大きく変化してきた歴史が概観されている。かつての企業関連の統計は、産業別に把握されており、網羅性も体系性も弱かった。そこから、全産業をカバーして経済活動を把握する経済センサス-活動調査の導入、リアルタイムな事業所・企業の母集団情報を整理するための事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備、5年に一度の経済センサス-活動調査の中間の年に実施される経済構造実態調査の導入、などによって企業活動は全体として一貫した体系で把握されるようになった。こうした過去20年の各種統計体系の整備の背景・意義・影響が論

じられている。

新たな統計体系の構築の一方で、工業統計・商業統計など歴史ある統計が形式的には廃止されている。調査の内容の多くは経済構造実態調査の一部として引き継がれているが、菅論文で紹介されているような統計体系の変更の概要を理解しないと、必要な情報の入手先が理解できず、適切な分析は不可能になる。

樽松・山下論文では、菅論文でも紹介される事業所母集団データベースの詳細について紹介している。母集団に関する情報は、適切な標本抽出を保証する統計体系の最も根本的な情報である。母集団情報は一般の統計利用者が直接使うような情報ではないが、あらゆる調査統計に影響を与える重要な情報インフラである。

企業関連の統計に関する一連の変更以前は、企業部門の母集団情報として5年に一度の全数調査である事業所・企業統計調査の結果が使われていた。しかし、製造業と比べても開業や廃業の頻繁なサービス業の事業所を適時・適切に把握することは困難であった。また、オンラインでの事業など物理的な存在の確認が困難な事業者が増加することで統計調査員による調査だけでは、企業部門の全体像を把握できないという課題があった。

こうした環境の変化に対応し適切な情報の把握をするために、統計調査に加え労働保険情報や登記情報などの行政記録情報も活用し、母集団情報のデータベース化したものが事業所母集団データベースである。把握される企業の範囲は拡大し、随時の情報アップデートも可能になった。その結果、これまで統計調査の結果に基づき約200万法人とされていた日本の企業数が、最新の状況で約370万法人存在することが明らかになった。より適切な統計の作成が、社会・経済の状況の見方を変えた事例の一つと言える。

肥後論文では、毎月勤労統計の近年の変更をまとめている。毎月勤労統計は、賃金の変化を

月次で把握できる唯一の統計であり、賃上げが大きな課題となっている日本において重要な意味を持つ統計である。一方で、2019年に不適切な調査手法が用いられていたという、いわゆる「統計不正問題」が発覚した統計であり、別の意味でも注目されている。

本論文では、統計不正の背景、発覚後の調査方法の適正化、調査方法の改善や公表体系の充実化について紹介している。統計不正問題以前から、毎月勤労統計の3年に一度調査対象事業所を全面入れ替えするという調査手順は、サンプルの入れ替えに伴う断層を発生させるため多くのエコノミストに問題視されていた。

不正へ対応する過程で、毎年3分の1ずつ調査対象を入れ替えるローテーションサンプリングが導入されるなど、従前の調査方法の改善が実施された。その結果、近年の毎月勤労統計調査の結果は一部改善している。一方で、新しい調査・公表の体系で、新たな問題も指摘されており、今後の動向に注目することが必要である。

宇南山論文では、2018年から公表が開始された消費者動向指数について論じている。家計消費動向指数には世帯消費動向指数（CTIミクロ）と総消費動向指数（CTIマクロ）の実質的には別の統計となる2つの系列が存在しているが、論文ではCTIミクロを中心に議論している。CTIミクロは家計調査をベースとした統計であるが、家計調査の精度が十分でないと言われる側面について、家計消費状況調査・家計消費単身モニター調査の結果を合成することで補完し、景気指標として活用可能な情報としたものである。

CTIミクロが公表されるようになったのは、マクロ経済の構造が変化するために景気動向の把握が難しくなってきたという背景がある。家計調査は標本誤差のような不規則変動が大きく、景気動向を把握するのに適さないと言われ、マクロの消費動向は供給側の情報を使って部分的に把握されてきた。しかし、生産・分配・支

出の各側面の動き、産業別の動向などに大きな非対称性が観察されるようになり、消費の一部の動向のみを把握する手法では消費の全体的な動きが観察できないことになり、消費の全体像を需要側で捉える統計のニーズが高まったのである。

論文では、このCTIミクロに労働力調査で得られる世帯数の情報を加味することで、GDP統計における家計最終消費支出を一定程度トレース可能な消費の指標が構築可能なことを示している。このCTIミクロを労働力調査で補正した指数は、消費の全体像が捉えられるだけでなく、消費の中身や消費主体ごとに分解が可能であり、景気動向の変動要因を分析可能な指標となっている。

佐野論文では、家計間の所得格差の分析にしばしば使われる国民生活基礎調査、所得再分配調査、全国家計構造調査（全国消費実態調査から2019年に改称）について論じている。特に、国民生活基礎調査と全国家計構造調査は、調査項目は類似しているにもかかわらず、結果として示される所得分布が一致しないことで知られている。論文では、過去の分析結果を最新のデータまで延長することで、その動向を再確認している。

所得格差の指標として、相対的貧困率およびジニ係数に注目し、それぞれの統計ごとに計算をしている。分析の結果、所得格差の動向は、税や社会保険による再分配前の所得はどの統計でも格差拡大傾向が見られる一方、再分配後の所得の格差は横ばいになっていることが分かったとしている。

統計間での差については、これまで指摘されてきたように全国家計構造調査では格差が小さめに、国民生活基礎調査では大きめに計測されていた。これは、調査方法の違いによるものと考えられ、単身世帯の割合や所得が不詳の者の割合と関連していることは明らかになっているが、その根本的な理由については判明していない。その意味では、統計の「最新事情」におい

ても未解決の問題が残る事例である。

橋本論文は、外国人労働者についての統計の現況をまとめたものである。日本に在留する外国人が増加しており、日本社会においても無視できない存在になりつつある。少子高齢化の進む日本では外国人の活用が求められているが、これまで外国人労働者について詳細かつ包括的な情報は利用できなかった。それに対し、賃金構造基本統計調査で新たに在留資格に関する項目が追加され、外国人雇用実態調査が新設されるなど、新たな統計が活用可能になってきている。

論文では、外国人の出入国、在留の状況、就学・就労の状況などが観察可能な統計を網羅的に紹介し、相互の関係を明らかにしている。外国人については、言語の問題などのために調査を実施することは容易ではない。さらに、不法滞在のようなケースでは全体像を把握することすら困難である。こうした状況において、外国人がどのように把握されているのか、統計としてどのような課題が存在するのかが紹介されている。外国人に関する統計は、今後も充実させていくことが期待されるが、現状では調査の対象範囲を理解し使い分けることが不可欠だと結論づけている。

松本・勇上論文では、障害者に関連した統計の現状について論じている。議論の前提として障害者とは何かという定義をすることが必要になるが、そこに統計上の大きな課題が存在している。この課題に対し、2014年の障害者権利条約への批准、2018年の国連統計委員会における障害統計に係る採択といった国際社会での合意を受けて、国際基準での障害者の把握が求められる傾向が強まっている。

これまで障害者統計としては、障害者政策の対象者や利用者が対象となる「制度上の障害者」を把握するケースが多かった。具体的には、障害者手帳の保持や障害年金の等級などによる定義である。公的統計が政策立案の基礎資料にな

ることを踏まえれば、ある意味で当然の対象である。それに対し、新たな国際基準での定義は、日常生活に支障があるかどうかを基準に障害の程度を測るものとなっている。

新しい国際基準で障害者とされる人口の割合は制度上の障害者より多くなっており、また加齢によって障害者に分類される可能性が高まることも指摘されている。しかも、両者の重複は35%程度に過ぎず、用いる定義によってかなり異なる属性の人々が「障害者」とみなされていることになる。

外国人の統計と同様に、障害者統計も今後の充実が必要な分野であり、統計のあり方にも注目していく必要がある。一方で、高齢化の進むにおいては、どのような定義で「障害者」と

らえていくかの社会的な議論が不可欠である。

各論文の議論によって、既存の統計に対する理解が深まり、新たに利用可能になった統計に関する情報が周知できると考える。新たな公的統計に対する理解が進むことで、学術研究の進展、政府のよりよい政策立案に役立つと期待する。加えて、統計データがどのような手法やプロセスで作成されているかが理解され、その背後にある課題が理解されることによって、統計調査への協力意識やデータに対する信頼感の向上に寄与できる。これにより、統計制度の維持・改善が進み、質の高い統計の作成が可能となる好循環が生まれることを願っている。